



2009年度 5月試験再実施分  
金融窓口サービス技能検定

**3級 学科試験**  
**金融商品コンサルティング業務**

実施日 2009年6月28日(日)

試験時間 10:00~12:00(120分)

注 意

1. 本試験の問題は、テラー業務との共通編と選択科目編（金融商品コンサルティング業務）から構成され、問題数は共通編20問（×式10問，三答択一式10問）と選択科目編30問（三答択一式15問，語群選択式（三肢）15問）の計50問です。
2. 筆記用具，計算器具（プログラム電卓等を除く）の持込みが認められています。
3. 試験問題については，特に指示のない限り，2008年10月1日現在施行の法令等に基づいて解答してください。
4. 試験時間中は，乱丁・落丁，印刷不鮮明に関する質問以外はお受けできません。
5. 不正行為があったときは，すべての解答が無効になります。
6. 解答用紙の注意事項を必ずお読みください。
7. その他，試験監督者の指示に従ってください。

《退席時の注意事項》

- ▶ 試験開始後60分経過した時点で中途退出できます。中途退出をする場合には，試験監督者に解答用紙を必ず手渡ししてください。問題用紙はお持ち帰りください。
- ▶ 試験終了時間10分前からは退出できません。試験終了後，試験監督者が解答用紙を回収しますので，着席したままお待ちください。

この試験の模範解答は6月28日(日)午後5時30分以降，当会のホームページに掲載します。  
(<http://www.kinzai.or.jp/answer/kinmado.html>)

7月21日(予定)に受検者全員に合否通知書を送付するほか，当会のホームページで合格者の受検番号を掲載してお知らせします。

(<http://www.kinzai.or.jp/ginou/>)

厚生労働大臣指定試験機関 社団法人 金融財政事情研究会

〒160-8529 東京都新宿区南元町19 TEL 03-3358-0771

# 共 通 編

問題文中の法律名等については、以下のような略称を用いています。

- ・ 金融商品の販売等に関する法律 = 金融商品販売法

【第1問】 次の各文章( (1)から(10)まで )を読んで、正しいものまたは適切なものには を、誤っているものまたは不適切なものには を、解答用紙にマークしなさい。

〔10問〕

- (1) 先物為替予約を付けていない外貨預金は、預入時より払出時に円安になる場合には、円換算した顧客の資産価値は増加する。
- (2) 公社債投資信託のなかには、その受益権がわが国の預金保険制度の保護対象となるものがある。
- (3) 金融商品取引業者は、委託者指図型投資信託契約を信託会社等と締結しようとするときは、あらかじめ、当該投資信託契約に係る投資信託約款の内容を内閣総理大臣に届け出なければならない。
- (4) 一般に、国債は安全性が高い有価証券とされているので、新規の個人顧客等に販売する場合であっても、契約締結前交付書面を交付する必要はない。
- (5) ファンド・オブ・ファンズとは、複数の投資信託を組み入れて運用する投資信託のことである。
- (6) 外貨預金への預入れを行おうとする顧客から、今後の為替相場等の見通しについて質問を受けた場合には、担当者が自らの経験や相場観に基づき、断定的に答えたほうが顧客を迷わせずに済むので、望ましい対応となる。
- (7) 定期保険は、被保険者が保険期間中に死亡・高度障害状態になった場合、または保険期間満了まで生存していた場合に保険金が支払われる。
- (8) 養老保険は、貯蓄性の高い保険であるため、いつ中途解約をしても解約返戻金が払込保険料を下回ることはない。
- (9) 金融商品取引法および金融商品販売法は、投資性の強い金融商品のみを適用対象としているので、普通預金や定期預金に係る口座開設は適用対象とはならない。
- (10) 金融商品取引業を行う者は、内閣総理大臣の登録を受ける必要があり、当該登録に係る申請書には、商号、名称または氏名等の所定の事項を記載しなければならない。

【第2問】 次の各問（(11)から(20)まで）について、答を1つだけ選び、その番号を解答用紙にマークしなさい。〔10問〕

(11) オープンエンド型投資信託とクローズドエンド型投資信託について、次のうち最も適切なものはどれか。

1. オープンエンド型投資信託は、当初の募集期間に投資家を募り、その後は追加設定を行わない投資信託のことである。
2. 顧客からの換金の申出があった場合、オープンエンド型投資信託、クローズドエンド型投資信託ともに投資家間で売買されるため、その信託財産は減少しない。
3. クローズドエンド型投資信託を換金する場合、一般に、市場価格に基づいて投資家間で売買されるため、売買価格が純資産価額と一致しないことがある。

(12) ライフサイクル型ファンドについて、次のうち最も不適切なものはどれか。

1. ライフサイクル型ファンドは、国内外の株式や債券等を組み合わせて運用する「バランス型（資産複合型）ファンド」の一種である。
2. ライフサイクル型ファンドは、一般に、投資家のライフサイクルに合わせて、資産配分比率が変わるのが大きな特徴であり、投資家の年齢が低いほど債券の組入れ比率を高くして運用し、年齢が高くなるにつれて株式の組入れ比率を高くして運用する仕組みのファンドのことである。
3. 米国においては、ライフサイクル型ファンドは、一般に、401kなどの確定拠出年金の運用資産として活用されている。

(13) 固定金利商品と変動金利商品について、次のうち最も不適切なものはどれか。

1. 高金利時において、今後は金利が低下すると予想される局面では、一般に、固定金利商品を購入したほうが有利と考えられる。
2. 低金利時において、今後は金利が上昇すると予想される局面では、一般に、変動金利商品を購入したほうが有利と考えられる。
3. 代表的な固定金利商品として、MMFが挙げられる。

(14) 各種投資信託の特徴について、次のうち最も不適切なものはどれか。

1. 不動産投資信託（J-REIT）は、主として不動産等を主な投資対象とする。
2. インデックスファンドは 特定の株価指数などに連動する運用を目指す投資信託である。
3. 外国投資信託とは、外国の法令に基づいて外国で設定された投資信託のことであり、米ドル建てやユーロ建てなどすべて外貨建てであり、円建てのものはない。

(15) M M F や M R F ( マネー・リザーブ・ファンド ) について、次のうち最も適切なものはどれか。

1. M M F は安全性に配慮して運用されているため、「元本割れの心配はない」と言って勧誘することはさしつかえない。
2. 余剰資金が M R F で自動的に運用される証券総合口座の開設に伴い、M R F の取得の勧誘をする場合には、M R F の目論見書を交付しなければならない。
3. 外貨建て M M F には為替ヘッジ機能が内包されているので、為替変動リスクは発生しない。

(16) 平成19年10月から導入された「新型窓口販売方式の国債」について、次のうち最も不適切なものはどれか。

1. 「新型窓口販売方式の国債」には、満期が2年、5年、10年のものがあり、そのすべてが固定金利型である。
2. 「新型窓口販売方式の国債」の購入対象者は、「個人向け国債」と同様、個人に限定されている。
3. 「新型窓口販売方式の国債」は、金融機関を通じて市場でいつでも売却し、換金することができるが、国が買い取る中途換金制度はないため、買い手がつかないと売却できない場合もある。

(17) 一般的な定額個人年金保険、変額個人年金保険について、次のうち最も適切なものはどれか。

1. 個人年金保険における年金の受取方法は、年金受取開始後、被保険者が生存している限り年金を受け取れる終身年金と、あらかじめ定められた期間に被保険者が生存している限り、年金を受け取れる有期年金の2種類に分類される。
2. 定額個人年金保険は、契約時に基本年金額が確定している商品であり、基本年金額が増減することはない。
3. 変額個人年金保険は、年金受取開始前の運用実績により解約返戻金の額や年金受取額が増減するが、既払込保険料相当額を下回ることはない。

(18) 生命保険契約者保護機構について、次のうち最も不適切なものはどれか。

1. 日本国内で事業を営むすべての生命保険会社が、会員として生命保険契約者保護機構に加入している。
2. 生命保険会社が破綻した場合には、破綻した生命保険会社の財務状況により、予定利率の引下げ等、契約条件が変更されることがある。
3. 生命保険会社が破綻した場合、一定の契約を除き、補償対象契約について、契約者ごとに破綻時点における既払込保険料の90%までが、生命保険契約者保護機構により補償される。

(19) 金融商品販売法上の「金融商品の販売等」に該当しないものは、次のうちどれか。

1. 金銭の信託（信託財産の運用方法が特定されていないなどの要件を満たすもの）に係る信託契約の締結
2. 大口定期預金契約の締結
3. シンジケート・ローン（協調融資）契約の締結

(20) 消費者契約法について、次のうち最も不適切なものはどれか。

1. 消費者契約法は、労働契約をはじめ、消費者と事業者との間で締結されるすべての契約に適用される。
2. 消費者契約法は、消費者と事業者との間に情報の質、量ならびに交渉力の格差があることを前提にして、これを是正して、消費者の利益の擁護を図ることなどを目的としている。
3. 消費者契約法上の「消費者」には、法人その他の団体は含まれない。

## 金融商品コンサルティング業務編

1. 問題文中の法律名等については、以下のような略称を用いています。
  - ・金融商品の販売等に関する法律 = 金融商品販売法
2. 問題文中の「一般投資家」は、金融商品取引法で規定する「特定投資家」以外の投資家をいいます。

【第3問】 次の各問(21)から(35)まで)について、答を1つだけ選び、その番号を解答用紙にマークしなさい。 [15問]

(21) 各種の経済指標について、次のうち最も適切なものはどれか。

1. 一般に、経済成長率には、国民総生産(GNP)の名目成長率が用いられている。
2. 消費者物価指数とは、全国の世帯が購入する家計に係る財およびサービスの価格等を総合した物価の変動を時系列的に測定したものである。
3. マネーストック統計の代表的な指標である「M2+CD」には、現金や決済用預金などが通貨として含まれるが、定期預金は含まれない。

(22) 株式の投資指標の見方について、次のうち最も適切なものはどれか。

1. 一般に、PBRとは、株価純資産倍率のことであり、株価が1株当たり純資産の何倍まで買われているかを示すものであるが、PBRの値が「1」を下回ることはない。
2. 一般に、PERとは、株価収益率のことであり、PERの値が類似業種の企業と比較して高いほど、株価は相対的に割安であるといえる。
3. 一般に、配当利回りとは、1株当たりの年間配当金額を株価で除したものである。

(23) 分散投資の手法およびその一般的な効果について、次のうち最も不適切なものはどれか。

1. 時間分散投資とは、ドル・コスト平均法などのように投資のタイミングを分散させる手法であるが、価格変動リスクを低減させる効果は期待できない。
2. 国際分散投資とは、複数国の債券や株式等にも投資対象を広げる手法であり、単一国の金融商品への投資と比較して、価格変動リスクを低減させる効果が期待できる。
3. 銘柄分散投資とは、複数の銘柄に分けて投資する手法であり、価格変動リスクを低減させる効果が期待できる。

(24) 金融商品販売法に規定されている「重要事項の説明義務」について、次のうち最も不適切なものはどれか。

1. 金融商品販売業者等は、顧客(特定顧客等を除く)から求められれば、当該顧客の配偶者に対しても、金融商品販売法上の重要事項について説明しなければならない。
2. 金融商品販売業者等は、金融商品の権利行使期間に制限があるとき、または、金融商品の販売に係る契約の解除期間に制限があるときは、その旨を顧客(特定顧客等を除く)に対して説明しなければならない。
3. 金融商品販売業者等は、金融商品の販売が行われるまでの間に、顧客(特定顧客等を除く)に対して、金融商品販売法上の重要事項について説明しなければならない。

(25) 金融商品取引法に規定されている「契約締結時交付書面」について、次のうち最も適切なものはどれか。

1. 金融商品取引業者等は、顧客（一般投資家）に対して、契約締結前交付書面を適切に交付していれば、顧客保護に欠けることはないため、契約締結時交付書面を交付する必要はない。
2. 金融商品取引業者等は、顧客（一般投資家）の承諾を得なくとも、インターネット等を利用する方法によって、契約締結時交付書面を交付することが可能である。
3. 金融商品取引業者等は、顧客（一般投資家）が、その他の所定の書面等によって、契約内容を確認することができれば、契約締結時交付書面を交付する必要はない。

(26) 金融商品取引法が定める行為規制に係る銀行法、保険業法、信託業法の準用について、次のうち最も不適切なものはどれか。

1. 外貨預金などの特定預金等契約については、銀行法によって、金融商品取引法が定める行為規制が準用されていない。
2. 変額個人年金保険などの特定保険契約については、保険業法によって、金融商品取引法が定める行為規制が準用されている。
3. 元本補てん付き信託、公益信託、管理目的信託などを除いた特定信託契約については、信託業法によって、金融商品取引法が定める行為規制が準用されている。

(27) いわゆる虚偽告知等について、次のうち最も不適切なものはどれか。

1. 銀行法は、銀行が犯罪利用預金口座の名義人に対して、虚偽のことを告げる行為を認めている。
2. 金融商品取引法は、金融商品取引業者等が金融商品取引契約の締結またはその勧誘に際して、顧客に対して、虚偽のことを告げる行為を禁止している。
3. 消費者契約法は、消費者が、事業者による不実告知や不利益事実の不告知によって誤認して契約を締結した場合に、当該契約を取り消すことを認めている。

(28) 金融商品取引法に規定されている「外務員の登録制度」について、次のうち最も適切なものはどれか。

1. 勧誘員、販売員または外交員以外の名称を用いれば、有価証券に係る売買等の申込みの勧誘を行ったとしても、外務員登録を行う必要はない。
2. 金融商品取引業者等のために、店頭デリバティブ取引等の申込みの勧誘を行う者については、外務員登録を行う必要がある。
3. 金融商品仲介業者の従業員については、当該従業員が金融商品仲介行為を行うかどうかにかかわらず、外務員登録を行う必要はない。

(29) 金融商品取引業者等が、金融商品取引法に規定されている行為規制に違反した場合について、次のうち最も適切なものはどれか。

1. 金融商品取引業者等が、金融商品取引法上の業務改善命令を受けることはあるが、当該金融商品取引業者等に対して、同法上の罰則が科されることはない。
2. 金融商品取引業者等が、金融商品取引法上の業務改善命令を受けることはないが、当該金融商品取引業者等の販売担当者に対して、刑法上の罰則が科されることがある。
3. 金融商品取引業者等が、金融商品取引法上の業務改善命令を受けことがあり、当該金融商品取引業者等およびその販売担当者に対して、同法上の罰則が科されることもある。

(30) 金融商品取引法に規定されている「広告等の規制」について、次のうち最も不適切なものはどれか。

1. 金融商品取引業者等が、多数の顧客に対して、電子メールで情報提供を行う行為も、広告類似行為として規制される。
2. 金融商品取引業者等の販売担当者が、1人の顧客のために、自分で作成した手紙を郵送する行為は、広告類似行為として規制される可能性は低い。
3. 金融商品取引業者等は、一般事業会社と異なり、広告等の記載事項の表示に用いられる文字・数字の大きさなどについて、任意に決めることができる。

(31) 「金融検査マニュアル（預金等受入金融機関に係る検査マニュアル）」に規定されている、顧客からの相談・苦情等に対する銀行等の対応態勢について、次のうち最も不適切なものはどれか。

1. 反社会的勢力による相談・苦情等を装った圧力に対しては、通常の相談・苦情等と同様に、できるだけ穏便に対処することが求められている。
2. 相談・苦情等の解決に向けた進捗管理を適時適切に行い、長期未済案件の発生を防止するとともに、未済案件の速やかな解消を行う態勢をとることが求められている。
3. 顧客からの相談・苦情等を受けた役職員は、顧客サポート・マニュアルに従い関連部署と連携のうえ、適時適切に対応する態勢をとることが求められている。

(32) 金融商品取引法および金融商品販売法に規定されている「断定的判断の提供等の禁止」について、次のうち最も不適切なものはどれか。

1. 金融商品取引業者等は、顧客に対して、断定的判断の提供等を行うことはできない。
2. 金融商品販売業者等は、顧客に対して、断定的判断の提供等を行った場合、金融商品販売法上、損害賠償義務を負うことはない。
3. 金融商品販売業者等が、顧客に対して、一定の前提に基づく予想を示したり、第三者の見解を示したりすることは、必ずしも断定的判断の提供等に当たるものではない。

(33) 金融商品取引法に規定されている「契約締結前交付書面」について、次のうち最も不適切なものはどれか。

1. 金融商品取引業者等は、顧客（一般投資家）から、契約締結前交付書面の交付を要しない旨の意思表示を受けた場合でも、当該顧客に対して、契約締結前交付書面を交付しなければならない。
2. 金融商品取引業者等は、契約締結前交付書面を作成する場合に、法定の記載事項や記載方法を遵守しなければならない。
3. 金融商品取引業者等が、顧客（一般投資家）に対して、契約締結前交付書面について説明を行う場合には、当該顧客の理解度を客観的に把握することは困難なので、契約締結前交付書面の要旨を読み上げれば足りる。

(34) 金融商品の販売等において留意しなければならない「適合性の原則」について、次のうち最も適切なものはどれか。

1. 適合性の原則は、金融商品販売法にのみ規定されている概念である。
2. 適合性の有無を判断する要素は、顧客の知識、経験および財産の状況に限定されている。
3. 適合性の原則とは、顧客に対して説明を尽くしたとしても、一定の金融商品の販売・勧誘を行ってはならない場合があるという考え方を含むものである。

(35) 金融商品取引法に規定されている「不招請勧誘の禁止」について、次のうち最も適切なものはどれか。

1. 金融商品取引業者等が、顧客（一般投資家）を訪問して、外貨預金取引契約の締結に係る勧誘を行った場合、不招請勧誘の禁止に係る規定が適用される。
2. 金融商品取引業者等が、顧客（一般投資家）を訪問して、店頭金融先物取引契約の締結に係る勧誘を行った場合、不招請勧誘の禁止に係る規定が適用される。
3. 金融商品取引業者等が、顧客（一般投資家）に電話をかけて、店頭金融先物取引契約の締結に係る勧誘を行った場合、その後、当該顧客を訪問しなければ、不招請勧誘の禁止に係る規定は適用されない。

【第4問】 次の各文章(36)から(50)までの( )内に入るべき最も適切な文章、語句、数字またはその組合せを選び、その番号を解答用紙にマークしなさい。〔15問〕

(36) 公社債投資信託(国内債券に投資するもの)のリスクには、金利・為替などの相場の変動に伴って保有資産の価格が変動する市場リスク、有価証券を売買する際に需給動向により希望する時期、価格で売買することができなくなる(ア)リスク、公社債等の発行企業が倒産する可能性が高まった場合に、当該企業が発行する債券等の価格が下落し、場合によっては、投資資金を回収できなくなる(イ)リスクなどがある。

1. アインフレ           イカントリー
2. ア価格変動         イ債務不履行
3. ア流動性            イ信用

(37) 株価指数には、日本の(ア)、米国のダウ工業株30種平均のように、発行済株式数に関係なく株価の単純平均を基準にするものと、日本の(イ)、米国のS P 500のように、時価総額を基準にするものがある。なお、(ア)や米国のダウ工業株30種平均は、銘柄の入れ替えや権利落ちなどがあっても連続性が損なわれないように修正が加えられている。

1. ア日経株価指数300        イTOPIX
2. ア日経株価指数300        イRNプライム指数
3. ア日経平均株価            イTOPIX

(38) 手持ちの円貨を外貨に替えて預け入れた外貨預金では、預入れ時よりも払戻し時に(ア)になることによって、円貨ベースでの実質利回りが低減するリスクがある。このようなリスクを回避するために、通常、(イ)が利用される。しかし、(イ)を利用すると、(ウ)による為替差益を享受することができなくなる。

1. ア円高            イ通貨オプション       ウ円高
2. ア円高            イ先物為替予約       ウ円安
3. ア円安            イ先物為替予約       ウ円高

(39) 価格が変動する金融商品に対する投資手法のうち、一定期間ごとに等数量ではなく、等金額の投資を継続して行う投資手法を、一般に、( )と呼んでいる。

1. ナンピン買い
2. 財産三分法
3. ドル・コスト平均法

(40) 金融商品取引法上、金融商品取引業者等は、顧客（一般投資家）との間で、金融商品取引契約を締結したときは、当該顧客に対して、( ア ), 契約締結時交付書面を交付しなければならない。契約締結時交付書面の記載事項については、金融商品取引業等に関する内閣府令に規定されており、( イ )や( ウ )などを記載することとされている。

- |            |              |               |
|------------|--------------|---------------|
| 1. ア遅滞なく   | イ金融商品取引契約の概要 | ウ契約が成立した年月日   |
| 2. ア14日以内に | イ金融商品の手数料    | ウ重要事項を説明した年月日 |
| 3. ア30日以内に | イ金融商品の販売担当者名 | ウ勧誘を開始した年月日   |

(41) 金融商品販売業者等が、金融商品販売法に規定されている重要事項の説明義務に違反し、顧客が損害を被った場合、当該顧客に説明を行った販売担当者個人が( ア )であっても、金融商品販売業者等は、当該顧客に対して、損害賠償責任を負う。また、同法では、当該顧客が( イ )を立証すれば、( ウ )が説明義務違反によって生じた損害額と推定される。

- |         |                    |        |
|---------|--------------------|--------|
| 1. ア無過失 | イ重要事項について説明がなかったこと | ウ元本欠損額 |
| 2. ア軽過失 | イ重要事項について説明がなかったこと | ウ元本額   |
| 3. ア無過失 | イ自己について損害が発生したこと   | ウ元本欠損額 |

(42) 金融商品販売法上、金融商品販売業者等は、金融商品の販売等に係る勧誘をしようとするときは、あらかじめ、( ア )を定めなければならないが、当該金融商品販売業者等が、( イ )のみを顧客とする金融商品販売業者等である場合は、( ア )を定める必要はないとされている。

- |          |        |
|----------|--------|
| 1. ア勧誘方針 | イ 特定顧客 |
| 2. ア取引約款 | イ 特定顧客 |
| 3. ア勧誘方針 | イ 一般顧客 |

(43) 金融商品販売業者等は、インターネット等を用いた非対面取引においても、店頭等における対面取引と同様に、顧客に対して、(ア)について説明しなければならない。非対面取引は、対面取引のような双方向性に乏しいので、金融商品取引法等によって求められている(イ)などについて、説明義務を実質的に履行するための実務上の工夫が必要であるとされている。

- |                        |                          |
|------------------------|--------------------------|
| 1. ア金融商品販売担当者の外務員資格の有無 | イ顧客の本人確認や行為能力の確認         |
| 2. ア金融商品販売法上の重要事項      | イ適合性の原則への対応や契約締結前交付書面の交付 |
| 3. ア金融商品取引業者等の財務状況     | イ顧客の意思確認や顧客の財産状況         |

(44) 銀行は、普通預金や定期預金の預金者に対して、預入期間、利息の支払方法等に関する事項や、(ア)等について情報提供を行わなければならない。これは、(イ)に基づく要請である。たとえば、自由金利型の大口定期預金を預入期間の途中で解約した場合、解約利息が付かないことがあることを顧客保護の観点から、預金者に伝えるべきである。

- |               |          |
|---------------|----------|
| 1. ア中途解約時の取扱い | イ銀行法     |
| 2. ア将来の金利予測   | イ銀行法     |
| 3. ア商品名       | イ金融商品取引法 |

(45) 金融商品販売法では、金融商品販売業者等は、金融商品の販売について、金利等の指標に係る変動を直接の原因として元本欠損が生ずるおそれがある場合には、「元本欠損が生ずるおそれがある旨」、「当該指標」、「当該指標に係る変動を直接の原因として元本欠損が生ずるおそれを生じさせる当該金融商品の販売に係る(ア)」を説明する必要があり、また、(イ)が生ずるおそれがある場合にも、そのおそれがある旨等の説明を行わなければならないと定められている。

- |                     |                  |
|---------------------|------------------|
| 1. ア取引の仕組み以外で重要な部分  | イ予定した利息と実際の利息の差額 |
| 2. ア取引の仕組みのうちの重要な部分 | イ当初元本を上回る損失      |
| 3. ア取引を行っている金融機関の数  | イ当初元本を上回る損失      |

(46) 金融商品取引法上、金融商品取引業者等は、有価証券の売買等を行う場合において、(ア)義務を負っており、顧客(一般投資家)に対して、あらかじめ自己が相手方となって売買等を成立させるか、または売買等の成立にあたり、(イ)し、もしくは(ウ)等するのかを明らかにしなければならないとされている。

- |                     |     |     |
|---------------------|-----|-----|
| 1. ア取引態様の事前明示       | イ媒介 | ウ代理 |
| 2. ア契約締結時交付書面の交付    | イ媒介 | ウ補助 |
| 3. アセンシティブ情報に係る秘密保持 | イ補助 | ウ代理 |

(47) 金融商品取引法は、(ア)を改組して成立したものであり、日本の金融・資本市場を取り巻く環境の変化に対応し、金融商品についての(イ)な制度を整備することによって、(ウ)保護ルールの徹底、貯蓄から投資に向けての市場機能の確保、および金融・資本市場の国際化への対応を図るものとされている。

- |             |      |        |
|-------------|------|--------|
| 1. ア金融商品販売法 | イ柔軟  | ウ利用者   |
| 2. ア投資サービス法 | イ柔軟  | ウ特定投資家 |
| 3. ア証券取引法   | イ横断的 | ウ利用者   |

(48) 金融商品取引法は、特定投資家および一般投資家の区分を設けており、金融商品取引業者等が特定投資家との間で取引を行う場合に、契約締結前交付書面の交付義務等、(ア)を目的とする行為規制の適用を除外している。他方、(イ)等、(ウ)を目的とする行為規制については、その適用を除外していない。

- |             |              |          |
|-------------|--------------|----------|
| 1. ア市場の公正確保 | イ取引態様の事前明示義務 | ウ情報の格差是正 |
| 2. ア投資家保護   | イ広告等の規制      | ウ情報の格差是正 |
| 3. ア情報格差の是正 | イ損失補てんの禁止    | ウ市場の公正確保 |

(49) 金融商品取引法上、顧客(一般投資家)が、金融商品取引業者等に対して支払う手数料等について、(ア)により当該顧客に開示しなければならない。この手数料等には、投資信託の信託報酬などが含まれ、その金額もしくはその上限額またはこれらの計算方法等を記載しなければならないが、これらを記載できない場合には、(イ)を記載しなければならないとされている。

- |               |             |
|---------------|-------------|
| 1. ア運用報告書     | イその下限額      |
| 2. ア契約締結前交付書面 | イその旨およびその理由 |
| 3. ア勧誘方針      | イその旨およびその理由 |

(50) 金融商品取引法上、金融商品取引業者等が、有価証券の売買その他の取引について、顧客の損失を補てんし、または、顧客の利益を追加するために、顧客に対して（ ア ）を提供することを約束することは、同法上の証券事故等を除いて禁止されている。たとえば、顧客への物品の贈与や（ イ ）などが、（ ア ）に含まれるとされている。この規制に違反した場合、金融商品取引業者等に（ ウ ）ことがある。

- |                  |         |             |
|------------------|---------|-------------|
| 1. ア財産上の利益       | イ無担保貸付  | ウ損害賠償義務が生じる |
| 2. ア財産上の利益       | イ手数料の割引 | ウ罰則が科される    |
| 3. アキャンペーン中の優遇金利 | イ手数料の割引 | ウ損害賠償義務が生じる |